

図表1 ものづくり補助金18次公募における基本要件

- 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年平均成長率3%以上増加させること
- 事業計画期間において、給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加させること
- 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、地域別最低賃金+30円以上の水準とすること

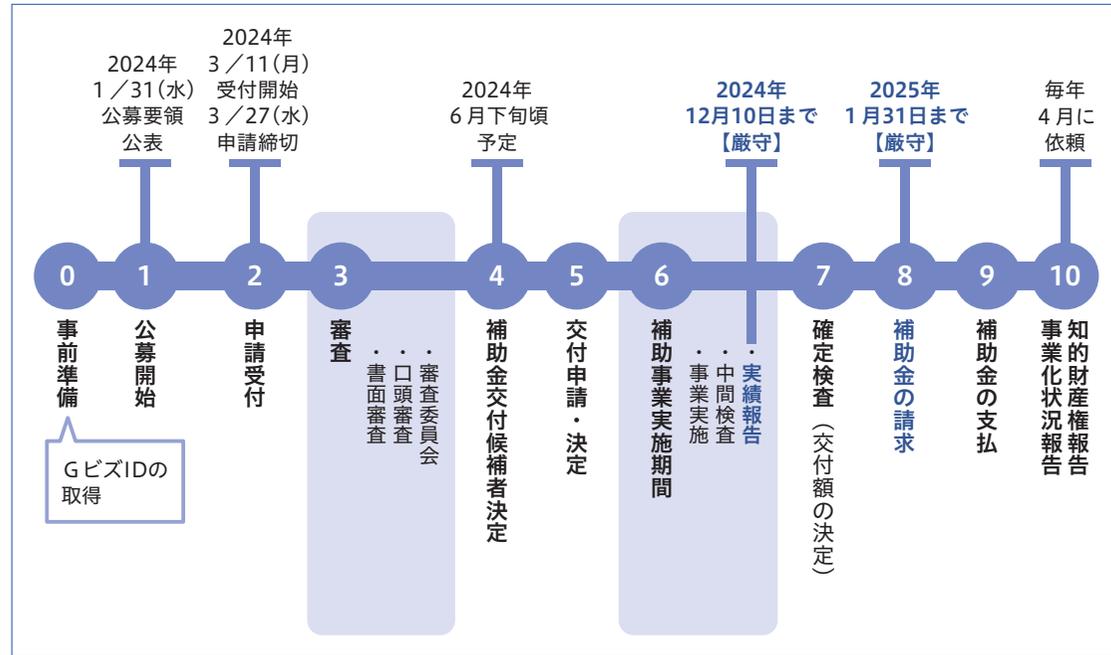
(出所)ものづくり補助金公募要領(18次締切分)を基に筆者作成

図表2 2025年のものづくり補助金の主な変更点

- 最低賃金の引上げに取り組む事業者（地域別最低賃金+50円以上の従業員が全体の30%以上）に対し、補助率が2分の1から3分の2に引き上げられる
- 従業員数に応じた補助上限額が改定される
- 従業員21名以上の場合、一般事業主行動計画の公表が必要
- 収益納付（補助金を活用して得た成果が事業化され、収益が生じた場合、補助金交付額を上限にその収益の一部または全部を国庫に返納する義務）は求めない
- 一人当たりの給与支給総額は、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または2.0%以上増加させる必要がある
- 支援枠は製品・サービス高付加価値化枠とグローバル枠の二つを設定

(出所)ものづくり補助金補正予算資料を基に筆者作成

図表3 ものづくり補助金18回公募のスケジュール



(出所)ものづくり補助金公募要領(18次締切分)より一部抜粋

また、補助率が2分の1の

金融機関からみれば、取引先の資金繰り計画は融資提案のタイミングである。取引先は先に購入機械の代金を支払う必要があるため、ものづくり補助金の入金まで資金を用意しなければならない。

採択後入金までにおよそ1年を要する

活用をきっかけにした融資提案においては、タイミングが重要になる。

ここがポイント!

# 補助金活用をきっかけにした融資提案の進め方

黒木正人 ファイナンススタイリスト/行政書士事務所長

製造業が活用できる補助金について、代表的なものづくり補助金を例に、概要と融資提案のポイントをみていく。

製造業が活用できる補助金にはものづくり補助金や新事業進出補助金、中小企業省力化投資補助金、中小企業成長加速化補助金、大規模成長投資補助金等があり、それぞれ目的や補助対象、補助上限等が異なる。

補助金は原則、すべての経費の支払いが完了してから実績報告を行い、その後はじめて補助金が入金される。取引先は、補助金を受給する前に機械購入代金などを支払わなければならず、資金計画が必要となるため、金融機関としては融資提案の機会となる。

ここでは、製造業で使われる代表的な補助金であるものづくり補助金を例に、融資提案のポイントや留意点について解説する。

ものづくり補助金は、製造業のあらゆる設備投資において申請できる可能性がある、代表的かつ人気の補助金である。

2025年も実施が予定されており、補助上限額は4000万円と中小企業にとって大きな補助になる。

最初にもものづくり補助金の概要をみてから、2025年の主な変更点を紹介したい。ものづくり補助金は18次公募において、図表1の基本要件を満たす3年～5年の事業計画を策定する必要がある。申請段階で要件を満たす賃金引上計画を策定しなければならず、交付後に未策定が発覚した場合は補助金の返還を求められる。

得た利益を再投資してさらなる成長が可能に

2025年のものづくり補助金では、図表2のような変更点が示された。収益納付が廃止されることで、中小企業は補助金を最大限に活用し、得た利益を再投資してさらなる成長を目指すことが可能となる。

例えば製品・サービス高付加価値化枠では、最新加工機の導入による特殊加工が可能となり、いままでより付加価値の高い製品を開発することができる。一方のグローバル枠では、海外市場展開のために最新機械導入による新製品開発を行い、海外展示会に出展することなどが可能となる。このような補助金活用例とともに取引先に紹介することで、融資提案に結びつけることができるだろう。

補助金は申請から入金までに要する時間が長く、補助金